



日野市

クリーンセンターだより

発行：日野市クリーンセンター ☎ 042-581-0444 FAX 042-586-6606



「ごみ量の少なさ」2年続けて全国1位に！

環境省が発表した「令和5年度全国的一般廃棄物の排出及び処理状況等の調査結果」で、日野市は人口10万人以上50万人未満の市町村の中で「1人1日当たりのごみ排出量」が全国1位の少なさとなりました。令和4年度に引き続き2年連続の1位となります。

日頃からのごみ減量に対するご理解とご協力に心より御礼申し上げます。

日野市ごみゼロ推進課 電話：042-581-0444

水銀混入による公害防止基準値の一時的超過（11/27.3/22） 「水銀回収キャンペーン」の継続実施

令和6年11月27日（水）及び令和7年3月22日（土）に浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設で、排ガス中の水銀濃度が浅川清流環境組合の定める公害防止基準値（ $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）を一時的に超える事態が発生しました。近隣にお住いの皆様には多大なるご心配をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

この数値では直ちに環境被害や健康被害をもたらすことはありませんが、この度の事象は由々しき事態と認識しております。

これらを踏まえ令和7年度も「水銀回収キャンペーン」を継続して実施しています。

期間：令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

浅川清流環境組合 事業課 電話：042-506-2923

日野市ごみゼロ推進課 電話：042-581-0444

第18回クリーンセンター連絡協議会を開催しました

開催日 令和7年2月15日（土）午前10時から11時30分

会場 プラスチック類資源化施設 多目的室

- 内容
- ・可燃ごみ処理施設、プラスチック類資源化施設運転状況
 - ・北川原公園ごみ搬入路に関する違法状態解消取り組み状況
 - ・環境定点測定結果
 - ・可燃ごみ処理施設専門家委員会について
 - ・水銀測定値が公害防止基準値を一時的に超過した件について
 - ・次期可燃ごみ処理施設建設に向けた課題等の整理について
 - ・水銀混入防止対策等について
 - ・令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の受入処理について



クリーンセンター
連絡協議会

対象自治会：新石自治会、新井自治会、落川上自治会、百草園団地自治会、百草園自治会

※ 当日配布資料、会議要点録は市HPに掲載しています。

HPのID「1010362」で検索してください

日野市ごみゼロ推進課 電話：042-581-0444

浅川清流環境組合で能登半島地震の災害廃棄物の受入を開始しました

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、多数の方が被害に遭われました。これにより、石川県、珠洲市、輪島市、東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、横浜市及び川崎市の9者間で締結した「令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書」に基づき各ごみ処理施設に最大40,000トンの焼却処理をすることで合意しました。

当組合においても被災地からの可燃性災害廃棄物（木くずなど）の受け入れを本年3月から開始しました。令和6年度3月は8t受入、令和7年度分は年間50トン受入予定です。

被災地の1日も早い復旧・復興のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



浅川清流環境組合 事業課 電話：042-506-2923

環境定点測定状況についてお知らせいたします

～全測定項目で法令などの基準値を下回っていました～

当施設の運転時および停止時に、施設周辺の公共施設で定点測定を行い、それぞれの結果を確認・比較しています。

おかげさまで、関係法などと照らし合わせた結果、全ての測定場所で全測定項目とも法令基準値を下回っていました。

くわしくは、当組合のホームページをご覧ください。

<https://cms.upcs.jp/asakawa/index.cfm/7,3007,33,html>



測定結果(数値)

浅川清流環境組合 事業課 電話：042-506-2923

浅川清流環境組合にて『第6回専門家委員会』を開催しました

2月18日（火）午後、浅川清流環境組合にて『第6回専門家委員会』を開催。廃棄物関連の各部門から学識経験者を委員としてお迎えし、水銀検出に対する対応、能登半島地震の災害廃棄物の受け入れ対応など、可燃ごみ処理施設としての運営方針を中心に以下の4点の助言をいただきました。

- 【1】令和6年11月27日（水）に発生した水銀の一時的な超過に対する活性炭の吹込みについては、連続測定の設備がある施設だからこそできた内容であるとともに、水銀の数値は以前と比べて減っていると感じる。
- 【2】煙突から排出された排気ガスに含まれる水銀が風などにより拡散され地上へ到達する際の水銀値は、施設の影響を受けない環境中の数値よりも更に低い値となっている。安全面の説明においてこれらの数値を使って説明することで理解されやすくなるのではないかと。
- 【3】国の定める基準よりも更に厳しい基準で施設管理ができており、かなり安全に配慮した施設であると言える。
- 【4】今回の水銀超過の事例も公害防止基準値の超過時間が1時間と短時間であるため、健康や環境への影響はないといえる。

という助言をいただき、これら4点を踏まえ、今後も浅川清流環境組合では、様々な広報活動、水銀超過対策に取り組んでまいります。

浅川清流環境組合 事業課 電話：042-506-2923